

見積参加希望業者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職
総合技術センター所長 安藤 昌文
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 中里宿舎203号室外畳交換業務
2 施 行 場 所 埼玉県さいたま市中央区新中里3-7-22 水資源機構 中里宿舎203号室外
3 履 行 期 間 契約締結の翌日から30日間
4 内 容 等 別添、「仕様書」のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので、入札心得書等を熟覧のうえご提出をお願いいたします。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 書 等
- 1) 様式等 見積書には件名、見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印してください。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。見積書の様式は任意のものです。
- 2) 提出方法 FAX又は電子メール、持参、郵送（書留郵便等、配達の記録が残る方法による）
- 3) 提出期限 令和8年1月6日（火） 17:00まで
- 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 総合技術センター マネジメントグループ 宛
FAX 048-853-1787 電子メール nyukei_sougicenter@water.go.jp
- 5) 質 問 書 令和7年12月23日（火）10:00まで
提出期限
※質問の回答については、原則として提出期限の翌日までにHPに掲載します。
- 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書の提出の期限は、令和8年1月9日 17時00分までとします。
- 7) その他
- ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 4 そ の 他

- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

中里宿舎203号室外畳交換業務 仕様書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構総合技術センター（以下「機構」という）が発注する「中里宿舎203号室外畳交換業務」に適用する。

第2節 目的

本業務は、第3節に記載した場所における畳の新調を行うものである。

第3節 業務場所

埼玉県さいたま市中央区新中里3-7-22

独立行政法人水資源機構 中里宿舎203号、同204号、同304号各室の和室6畳間

第4節 業務実行期間

契約の翌日から30日間

第5節 業務内容

第3節に記載した場所にて既存の畳を芯材含めて全て新しい畳に交換し、既存の畳を処分するものである。

なお、交換する畳は国産品かつ耐用年数7年以上のものとする。

第6節 数量

18畳

第7節 その他

業務を実施する場合は、事前に担当職員と日時等の打ち合わせを行うものとする。

古い畳の処分に当たっては、関係法令等の規定に従って適切に処分すること。

第8節 疑義

仕様書に明記されていない事項、または疑義が生じた場合には、すみやかに機構と協議すること。

（以上）